

広報 なよろ

都市計画用途地域に 特別用途地区を設定

市民の皆さんのご理解を

名寄市では、平成19年4月から始まる「新名寄市総合計画(第1次)」に基づいて、コンパクトなまちづくりを進めるため都市計画用途地域の内、徳田地区の工業地域面積約199ヘクタールについて適切な土地利用を図るために、工業地域に「特別用途地区」を設定する予定です。

これまでの動きと、今後の予定について市民の皆さんにお知らせします。

鉄道の開通と市街地
と商店のコミュニティの
形成

名寄市の市街地形成は明治34年の市街地区画に始まり、官設鉄道天塩線の開通以後、駅を中心に市街地と商店街が形成され、以来100年を超える歴史を重ね、中心市街地地域のコミュニティとしても機能してきました。しかしながら、全国的な流れとしての「中心市街地の空洞化」に歯止めがかからない現状は名寄市においても例外ではありません。シャッター通りと呼ばれるシャッターを下ろした店舗が立ち並ぶ商店街。その原因は、車社会への対応の遅れや消費者のライフスタイルの多様化など多くの要因が関係しています。現在、名寄市に立地する大型店は4店舗で、市街地中心部にあったワイズ(平成10年閉鎖)と長崎屋(平成13年閉鎖)は既に撤退し、ベストホーム(平成10年開店)、徳田ショッピングセンター(平成11年開店)などの郊外出店によって人の流れが大きく変わりました。

時代の大きな流れ
まちづくり3法制定の
背景にあるもの

まちづくり3法とは、土地利用規制を促進するための改正都市計画法、生活環境への影響など社会的規制の面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた大規模小売店舗立地法(大店立地法)、中心市街地の空洞化を食い止める活性化活動を支援する中心市街地活性化法の3つの法律を合わせたもので、平成10年に施行(大店立地法は平成12年)されました。制定の背景には「消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業者の事業活動の機会を適正に保護し、小売業の正常な発展を図ることを目的」とする大規模小売店舗法(昭和48年施行)による大型店出店調整が限界を迎えたこと。平成7年制定の地方分権推進法での「まちのあり方は自治体が主体的に決定し、その結果にも主体的な責任を持つべき」との流れのほか、規制緩和や外資の流入、経済のグローバル化などがありました。

郊外化の問題点と 新総合計画

大型店舗が郊外に進出することは、多くの問題点を抱えています。

ひとつは自動車中心の社会は移動手段のない高齢者など「交通弱者」にとつて不便であること。また、市街地が郊外へ拡散することで、道路、上下水道などの公共投資の効率が悪化するばかりでなく、道路除排雪などの膨大な維持コストが発生するなど財政負担の増加が想定されます。

それ以外にも、まちに活気が無くなることで、中心市街地における治安が悪化するといった問題の発生が懸念されます。こうした課題に対して、都市郊外化を抑制し、適切な市街地の規模を保ち、歩いて行ける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとするのがコンパクトシティの発想です。

平成19年4月からスタートする、新名寄市総合計画(第1次)において基本構想にコンパクトシティの発想が取り入れられています。

基本目標である『自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり(生活環境・都市基盤)』

のなかで、「少子高齢化や市街地の空洞化などの環境の変化に対応するため、将来の市街地のあり方を総合的に検討し、新たな都市計画を策定します。市民や町内会等との協働により、美しく緑豊かな景観の創出や通行者にやさしく安全な市街地の形成に取り組みとともに、既存公園の再整備を計画的に実施し、子どもをはじめ多くの市民に利用される公園づくりを進めます。市街地の再開発を進め、衰退している中心市街地において居住環境や交流施設、集客施設などの整備を促進し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地の形成を進めます。」

街のにぎわいを取り戻し再生させるといふ目的で、国もコンパクトシティを指すための政策転換を進めています。まちづくり3法が十分に機能しないことから見直しが行われ、そのうち都市計画法、中心市街地活性化法が平成18年に改正されました。また、これらの法改正の趣旨を踏まえて、北海道において「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」が策定されたところでした。

これまでの動きと今後の予定

商店街の衰退には、商店街も行政も手をこまねいてきたわけではなく、さまざまな対策を講じてきました。市では個別商店・商店街の活動支援(アーケードの設置補助、イベント開催の支援など)や各種の支援を行ってきました。

市としては、新名寄市総合計画を達成することが、街のにぎわいを取り戻し再生するための目標と定めて、都市計画用途地域に特別用途地区を設定し、同地区に建築制限条例を制定・適用しようとするものです。

【これまでの動き】

- 都市計画用途地区の変更に係る市民説明会
2月5日市民文化センター(午後1時30分)・総合福祉センター(午後6時30分)、2月15日徳田会館(午後6時)
- 都市計画特別用途地区の決定(案)の公聴会の開催
3月23日(金)市民会館33号室(午後2時)

【今後の予定】
都市計画審議会での審議
建築制限条例案議会提案(1)

万²mを超える店舗等の建築物の制限)

4月17日までに 多くのご意見を

市では、市民の皆さんからいただいたご意見を参考に作業を進めていきます。多くのご意見をお寄せください。

ご意見は、住所・氏名・電話番号を記入の上、書面でお寄せください。
ご意見の受付は4月17日まで
送付先 〒098-0507
名寄市風連町西町19番地1
名寄市役所風連庁舎建設水道部都市整備課宛

地域を育てるのは 地域の住民

市民説明会での意見にもあった、消費者である市民の選択権と利便性向上を無条件に優先するのではなく、名寄市としてはあくまでも暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

商店街が中心になつて市街地が再生するためには長い年月が必要で、その中心が衰退、崩壊してしまつた後では街のにぎわいを取り戻し再生することはできません。